飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月24日

提	出	者	飯塚市議会議員	田	中	裕	<u>-</u>
賛	成	者	飯塚市議会議員	兼	本	芳	雄
			"	Ш	上	直	喜
			"	江	口		徹
			n,	吉	田	健	_
			n,	秀	村	長	利
			n,	城	丸	秀	髙
			"	道	祖		満
			II.	坂	平	末	雄

提案理由

飯塚市事務分掌条例の一部改正に伴い常任委員会の名称及び所管の一部変更 を行うため、本案を提出するものである。 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

第2条第2項第1号イ中「企画調整部」を「行政経営部」に改め、同号中工を削り、 オをエとし、カをオとし、オの次に次のように加える。

カ 固定資産評価審査委員会に関する事項

第2条第2項第2号中「厚生」を「福祉文教」に改め、同号中アを削り、イをアとし、同号ウ中「市立病院」を「教育委員会」に改め、同号ウを同号イとし、同項第3号中「市民文教」を「協働環境」に改め、同号ア中「市民環境部」を「市民協働部」に改め、同号イ中「教育委員会」を「市民環境部」に改め、同項第4号ウ中「上下水道局」を「企業局」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の飯塚市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ、改正後の飯塚市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、同表の右欄に掲げる常任委員会の委員の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、それぞれ、この条例の施行の日における同表の左欄に掲げる常任委員会の委員の残任期間とする。

総務委員会	総務委員会
厚生委員会	福祉文教委員会
市民文教委員会	協働環境委員会
経済建設委員会	経済建設委員会

(常任委員会の継続審査事件に関する経過措置)

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条の規定による常任委員会において 閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に よりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみな す。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 7人 ア 会計管理者の職務権限に関する事項 イ 行政経営部に関する事項 ウ 総務部に関する事項 エ 選挙管理委員会に関する事項 オ 監査委員に関する事項 カ 固定資産評価審査委員会に関する事項 キ 公平委員会に関する事項 ク 他の委員会に属しない事項 (2) 福祉文教委員会 7人 ア 福祉部に関する事項 イ 教育委員会に関する事項 (3) 協働環境委員会 7人 ア 市民協働部に関する事項 イ 市民環境部に関する事項 (4) 経済建設委員会 7人 ア 経済部に関する事項 イ 都市建設部に関する事項 ウ 企業局に関する事項 エ 農業委員会に関する事項 附則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過措置) 2 この条例の施行の際、現に改正前の飯塚市議会委員会条例(以下「改正前の条例」 という。) 第2条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長 及び委員に選任されている者は、それぞれ、改正後の飯塚市議会委員会条例(以

下「改正後の条例」という。)第2条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略)

- 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。
 - (1) 総務委員会 7人
 - ア 会計管理者の職務権限に関する事項
 - イ 企画調整部に関する事項
 - ウ 総務部に関する事項
 - エ 財務部に関する事項
 - オ 選挙管理委員会に関する事項
 - カ 監査委員に関する事項
 - キ 公平委員会に関する事項
 - ク 他の委員会に属しない事項
 - (2) 厚生委員会 7人
 - ア こども・健康部に関する事項
 - イ 福祉部に関する事項
 - ウ 市立病院に関する事項
 - (3) 市民文教委員会 7人
 - ア 市民環境部に関する事項
 - イ 教育委員会に関する事項
 - (4) 経済建設委員会 7人
 - ア 経済部に関する事項
 - イ 都市建設部に関する事項
 - ウ 上下水道局に関する事項
 - エ 農業委員会に関する事項 附則

委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、同表の右欄に掲げる常任委員会の委員の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、それぞれ、この条例の施行の日における同表の左欄に掲げる常任委員会の委員の残任期間とする。

総務委員会	総務委員会
厚生委員会	福祉文教委員会
市民文教委員会	協働環境委員会
経済建設委員会	経済建設委員会

(常任委員会の継続審査事件に関する経過措置)

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条の規定による常任委員会において 閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定 によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものと みなす。 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書を提出するため 本案を提出する。

提	出	者	飯塚市議会議員	田	中	裕	<u> </u>
賛	成	者	飯塚市議会議員	兼	本	芳	雄
			<i>II</i>	JII	上	直	喜
			IJ	江	П		徹
			IJ	吉	田	健	_
			IJ	秀	村	長	利
			IJ	城	丸	秀	髙
			IJ	道	祖		満
			IJ	坂	平	末	雄

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書(案)

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3千者、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定をうけている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを 確保する必要がある。そこで、建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求 める。

記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者 の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確 保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

無料公衆無線 LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書を提出するため本案を提出する。

提	出	者	飯塚市議会議員	田	中	裕	
賛	成	者	飯塚市議会議員	兼	本	芳	雄
			IJ	JII	上	直	喜
			IJ	江	П		徹
			IJ	吉	田	健	_
			IJ	秀	村	長	利
			IJ	城	丸	秀	髙
			IJ	道	祖		満
			IJ	坂	平	末	雄

無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書 (案)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所の Wi-Fi 環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi 環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対する Wi-Fi 整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所における Wi-Fi 環境の整備を一層促進 し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、 博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点への Wi-Fi 環境の整備を行う 地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第5号

原子力依存からの撤退を求める意見書を提出するため本案を提出する。

提	出	者	飯塚市議会議員	瀬	戸		光
賛	成	者	飯塚市議会議員	城	丸	秀	髙
			II.	奥	Щ	亮	_
			IJ	JII	上	直	喜
			II .	田	中	博	文
			II .	坂	平	末	雄
			IJ	梶	原	健	

原子力依存からの撤退を求める意見書(案)

3・11の東日本大震災以後、日本は地震の活動期に入り、九州地方や鳥取地方など全国各地で次々と大きな地震が起こっている上、南海トラフの巨大地震も迫りつつあると言われています。

このような中、原発や核燃料サイクル政策の継続は、地震大国かつ火山国である日本においては福島第一原発事故のような甚大な被害に繋がりかねません。

同じ地震国のイタリアは、30年前のチェルノブイリ事故を教訓として、運転中、建設中、計画中の12基全ての原発から撤退しました。また、台湾もおいても脱原発を閣議決定しました。

日本では、今後人口減少や省エネなどにより、ますます電力の需要は減ると思われるため、総経費13兆円を超える再処理などの核燃料サイクル政策も中止するとともに、脱原発社会を目指す方向へ進むことを希望します。

また、現在稼働していない原発については代替エネルギーが普及している地域では再稼働を見送り、稼働している原発については代替エネルギーが普及する中で、できる限り速やかに原子力依存からの撤退を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議を行うため本案を提出する。

平成29年3月24日

提 出 者 飯塚市議会議員 川 上 直 喜

宮嶋つや子

秀 村 長 利

明 石 哲 也

永 末 雄 大

藤浦誠一

賛 成 者 飯塚市議会議員 守 光 博 正

ル 松 延 隆 俊

本 芳 雄

" 上野伸五

白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に 基づかない開発について中止を求める決議

白旗山周辺における大規模太陽光発電については、北に位置する二瀬地区けやき台住宅の真上に広がる斜面にすでに開発が行われ、中央部分では二瀬地区5自治会、幸袋地区8自治会の区域に関わる一条工務店が、また、東に位置する斜面では悠悠ホームが、それぞれ開発計画を進めている。

飯塚市は平成27年12月、一条工務店の林地開発に関する知事の意見照会に対して、「今回の開発行為は本市においては過去に例を見ないもの(太陽光パネル設置用地の面積規模、住宅団地の近接等)であり、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られておりません」と明記した意見書を提出し、知事が林地開発を許可したのちも今日に至るまでその立場を変えていない。悠悠ホームが住民説明会で明らかにした開発計画は一条工務店のものに隣接して大規模なものであり、市長意見書の指摘がそのままあてはまるものである。

とくに、白旗山の東に位置する幸袋地区緑ヶ丘団地(約205戸)は現在、豊かな森林 に囲まれた高台にあり閑静な地域であるが、2社の開発によって3方を大規模太陽光発電 パネルに包囲されるが、このような事態は全国に例を見ず、台風や豪雨時の土石流の発生 やパネルの飛散、真夏はパネルの温度上昇や反射熱による気温上昇など、安心安全な生活 環境が著しく脅かされると不安が大きく広がっている。

白旗山周辺地域では大規模太陽光発電の開発中止を求めて関係自治会が、開発業者に対してはもちろん、福岡県、飯塚市に対しても請願と陳情を行うなかで、悠悠ホームの開発計画の詳細を知った緑ヶ丘自治会は平成28年7月23日に臨時総会を開催し、自然環境を守り、安心安全な生活が続けられるよう太陽光パネル開発設置に反対する決議をおこなった。

第2次飯塚市総合計画(基本計画)案には、「自然環境保全活動の推進」の項に「安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります」との文言が追加されたが、これは緑ヶ丘自治会の住民の意見を含めた地域住民の声が反映したものである。

よって、飯塚市議会は、都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針と整合性が図られていないとする市長意見書の指摘、及び、安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図るという市の決意を支持し、安心安全のまちづくりを求める地域住民の願いにこたえる立場から、白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発については中止を求めるものである。

以上、決議する。